

■ 予防・危険物編 ■

近年、ホテル・社会福祉施設等の防火対象物において、多くの方が死傷される火災が発生していることから、消防法令の改正等によるさらなる安全対策と火災予防の徹底について強化が行われています。

また、危険物施設については、全国的に施設数は減少しているにもかかわらず、火災及び流出事故件数は高い水準で推移しています。

この状況を踏まえ、同様の災害の発生を防ぐため有効かつ的確な予防行政の推進に取組み、市民の安心・安全の確保に努めてまいります。



■ 防火対象物及び査察の状況

火災予防の対象となる建築物などを防火対象物といい、用途ごとに区分され、防火管理の実施や消防用設備等の設置に関する基準が定められています。

また、定期的に消防職員による査察を行い、必要があれば指導・警告・命令等を行い、違反是正を図り防火対象物における火災予防に努めています。

〔防火対象物及び査察の状況〕

令和2年3月31日現在

用途区分	主な用途	対象物数	査察件数
1項	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	2	3
	ロ 公会堂、集会場	88	10
2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等		
	ロ 遊技場、ダンスホール	13	6
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ カラオケボックス等の個室で業務を営む店舗	1	1
3項	イ 待合、料理店等		
	ロ 飲食店	94	70
4項	百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場	158	57
5項	イ 旅館、ホテル、宿泊所	51	67
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅	831	19
6項	イ (1) 特定診療科名を有する病院 (2) 特定診療科名を有する有床診療所（入院4人以上） (3) (1)・(2)以外の病院・有床診療所及び助産所 (4) 無床診療所・無床助産所	5	9
		1	
		8	9
		24	
	ロ (1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム等（避難困難者入所施設） (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（避難困難者入所施設）	17	16
		2	2
	ハ (1) 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等	14	12
		30	22
		2	2
		23	8
	ニ 幼稚園、特別支援学校	21	10
7項	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学校等	148	2
8項	図書館、博物館、美術館等	12	
9項	イ 蒸気浴場、熱気浴場等		
	ロ 蒸気浴場、熱気浴場等以外の公衆浴場	3	1
10項	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	3	
11項	神社、寺院、教会等	122	43
12項	イ 工場、作業場	458	53
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ		
13項	イ 自動車車庫、駐車場	43	5
	ロ 航空機の格納庫	2	
14項	倉庫	354	9
15項	事務所等（1項から14項までに該当しない事業所）	580	53
16項	イ 複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含むもの	383	104
	ロ 複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含まないもの	241	18
17項	重要文化財等の建造物	35	24
18項	延長50m以上のアーケード	5	
合 計		3,774	635

中高層建築物の状況

■ 中高層建築物の状況

令和2年3月31日現在

階 別	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	計
建築物数	183	73	26	21	10	2	3	1	2	1	3	2	327

※ 地階を除く階数が4以上のもの

■ 消防同意の状況

消防同意制度は、建築主事等が建物の建築計画等について建築確認を行う際に、消防も防火の専門家という立場から審査・指導を行い、建物の火災予防上の安全性を確保することを目的として設けられている制度です。

令和元年度中

工事種別	新築	増築	改築	用途変更	その他	合計
件数	89	14	1	1		105

■ 消防用設備等の設置状況

消防用設備等とは、火災をいち早く発見し、消防機関へ通報するとともに避難誘導及び初期消火を行い、また火災が拡大した場合でも、消防隊が有効に消火活動を行って火災による被害を軽減するための設備です。

建物の関係者は、消防法で定める基準に従って建物の用途、規模、構造及び収容人員に応じた消防用設備等を設置し、維持・管理することが義務付けられています。

令和2年3月31日現在

種 別		設置数
消 火 設 備	屋内消火栓設備	242
	スプリンクラー設備	46
	水噴霧等消火設備	27
	屋外消火栓設備	10
	動力消防ポンプ設備	12
警 報 設 備	自動火災報知設備	1,150
	ガス漏れ火災報知設備	
	漏電火災警報器	97
	消防機関へ通報する火災報知設備	95
	非常警報設備	372
避 難 設 備	避難器具	302
	誘導灯	885
消 防 用 水	消防用水	5
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排煙設備	4
	連結散水設備	1
	連結送水管	57
	非常コンセント設備	9

※ 関係者とは、建物の所有者、管理者又は占有者をいいます。

■ 防火管理

防火管理とは、火災の発生を未然に防止し、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために必要なあらゆる対策を立て、実践することをいいます。

すべての建物において、その関係者が自ら守るという認識に立って防火管理体制の確立を図ることが必要です。しかし、自主的な防火管理を期待するだけでは、その建物における安全性が十分に確保されない場合があるため、特に多数の人が利用する建物については、消防法で定める基準に従って防火管理を行うことが義務付けられています。

令和2年3月31日現在

用途区分	主な用途	防火管理の 必要な対象物数	防火管理の 届出対象物数
1項	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	2	2
	ロ 公会堂、集会場	24	23
2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等		
	ロ 遊技場、ダンスホール	13	13
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ カラオケボックス等遊興のため設備又は個室で業務を営む店舗	1	1
3項	イ 待合、料理店等		
	ロ 飲食店	114	99
4項	百貨店、マーケットその他の物品販売店舗、展示場	107	90
5項	イ 旅館、ホテル、宿泊所等	32	31
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅等	92	74
6項	イ (1) 特定診療科名を有する病院 (2) 特定診療科名を有する有床診療所（入院4人以上） (3) (1)・(2)以外の病院・有床診療所及び助産所 (4) 無床診療所・無床助産所	3	3
		1	1
		3	3
		4	4
	ロ (1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム等（避難困難者入所施設） (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（避難困難者入所施設）	13	12
		2	2
		8	8
	ハ (1) 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等		
		18	18
		1	1
ニ 幼稚園、特別支援学校	7	7	
7項	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学校等	11	11
8項	図書館、博物館、美術館等	35	35
9項	イ 蒸気浴場、熱気浴場等	6	6
	ロ 蒸気浴場、熱気浴場等以外の公衆浴場		
10項	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	1	1
11項	神社、寺院、教会等	32	30
12項	イ 工場、作業場	15	14
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ		
13項	イ 自動車車庫、駐車場		
	ロ 航空機の格納庫		
14項	倉庫	4	2
15項	事務所等（1項から14項までに該当しない事業所）	66	61
16項	イ 複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含むもの	172	147
	ロ 複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含まないもの	13	7
17項	重要文化財等の建造物	5	4
18項	延長50m以上のアーケード		
合 計		806	711

■ 防火管理に関する講習

事業所において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的な地位にある方をはじめ広く市民に対して、防火管理者の資格を付与するための「甲種防火管理新規講習」及び「乙種防火管理講習」を定期的を実施しています。

また、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、5年以内ごとに再講習の受講を義務付けており、「甲種防火管理再講習」を定期的を実施しています。

令和元年度中

	回数	受講人員
甲種防火管理新規講習	2	76
甲種防火管理再講習	1	7
乙種防火管理講習	1	6

■ 防火指導等の実施状況

毎年実施している春秋の火災予防運動や自主防災組織、事業所等が実施する防災訓練に出向いて、防火講演、消防用設備の取扱指導等を実施しています。

令和元年度中

項 目	回	人
消 火 器 取 扱 指 導	96	8,848
防 火 講 話 等	196	13,037
消 火 栓 操 法 指 導	3	602
起 震 車 体 験 乗 車	23	1,609
避 難 訓 練	95	8,486
消 防 施 設 見 学	109	8,654
幼 児 児 童 防 火 指 導	36	3,180
消 防 用 設 備 等 取 扱 指 導	11	617
合 計	569	45,033

■ 危険物規制の概要

危険物は、市民生活に広く浸透し生活の向上に大きく貢献している半面、取扱いを誤れば火災、爆発等の災害を起こし、生命・財産までも奪う危険性を有しています。これらの危険を未然に防ぐために、査察や定期点検制度により施設の維持管理の確保を図り、危険物施設における火災をはじめとする災害予防に努めています。

【危険物施設数及び検査回数】

令和2年3月31日現在

製造所等の別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所（一種・二種）	移送取扱所	一般取扱所
合計	360		232	57	50	5	76		34	10	128	77	2	2	47
数量別	5倍以下	129	109	31	5	4	37		29	3	20	5	1		14
	5倍超 10倍以下	59	38	14	2	1	15		3	3	21	7	1		13
	10倍超 50倍以下	92	50	7	14		24		1	4	42	28			14
	50倍超 100倍以下	21	12	3	9						9	6			3
	100倍超 150倍以下	11	4	2	1				1		7	7			
	150倍超 200倍以下	9									9	9			
	200倍超 1,000倍以下	26	11		11						15	15			
	1,000倍超 5,000倍以下	8	5		5						3			1	2
	5,000倍超 10,000倍以下	3	3		3										
	10,000倍超	2									2			1	1
検査回数	438		232	55	60	3	69		34	11	206	147	1	2	56

危険物施設の許可・完成検査等

■ 危険物施設の許可・完成検査等

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設を設置する場合、その安全を確保するため、施設の位置、構造、設備等について審査し、法令に規定する技術基準に適合していれば設置等に対しての許可が与えられることとなり、さらに施設の完成時に現地検査を実施し、技術基準に適合していることを確認した上で施設の使用を認めます。

さらに危険物の取扱業務従事者に対して、適正な貯蔵・取扱いに関する指導を行うとともに、危険物安全週間等の機会をとらえて安全管理意識の向上を図っています。

【製造所等の許可、完成検査及び廃止届等の数】

令和元年度中

製造所等の別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所（一種・二種）	移送取扱所	一般取扱所
許可	設置	2	1						1	1				1
	変更	18	3	2		1				15	13			2
	常置場所の変更													
	他許可行政庁から転入	1	1						1					
完成検査	設置	3	2	1					1	1				1
	変更	18	3	2		1				15	13			2
	他許可行政庁から転入	1	1						1					
廃止届等		12	12	4	1		5		2					
	完成検査前に設置許可取り消し処分													